

交野市 織姫の里かたのプレミアム付商品券取扱店登録申請書

募集開始 令和元年6月10日(月)～ 締切 令和元年8月9日(金)

提出先 北大阪商工会議所 織姫の里かたのプレミアム付商品券事務局 宛
〒576-0052 交野市私部1-1-2(北大阪商工会議所 交野支所内)
TEL070-1815-5939、FAX072-893-3380

持参またはFAX・郵送でお申し込みください。

*は必ずご記入ください。

* チェック	<input type="checkbox"/> 裏面の注意事項を確認し、承諾の上、本事業への参加を申し込みます。	* 申込日	令和元年 月 日	
本店 / 本社	名称 (店舗と異なる場合) (FC加盟店の場合、FC名もご記入ください。)			
	所在市区町村			
店 舗	* 貴店(社)名	* 責任者 役職 氏名	担当者 役職 氏名	
	* 郵便番号	〒 ー		
	* 住所			
	* 電話番号	日中連絡の付く連絡先をご記入ください	携帯番号	
	* FAX番号		メール	
	* 定休日		* 営業時間	
	* 主たる業種及び 主要取扱品目・サービス等			
* 経済・商業団体、商店への加入状況		<input type="checkbox"/> 北大阪商工会議所 <input type="checkbox"/> 交野市商業連合会 <input type="checkbox"/> 未加入		
* 非該当事項誓約 右の(1)～(3)に該当しないことを誓約します。		署名(目書) 印 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年七月十日法律第百二十二号)第2条に該当する事業者の店舗等 (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっていると認められる事業者の店舗等 (3) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者		

※本申込書の一部内容は告知用媒体等に掲載されることがあることをご了承ください。

商品券の換金先として使用する金融機関・口座番号・口座名義人を必ずご記入ください。

※ゆうちょ銀行の場合、振込用 店名・店番・預金種目・口座番号をご記入ください。(ご通帳の銀行使用欄に記載されています。)

【ご協力をお願い】 枚方信用金庫・京都信用金庫の口座をお持ちであれば換金振込先としてご協力のほど、なにとぞお願い申し上げます。

換 金 振 込 預 金 口 座	銀行・信金 信組・労金 農協・その他	本店・支店 本所・支所 出張所	
	金融機関コード	金融機関 支店コード	
	預金種目 ※○で囲んでください (フリガナ)	普通・当座・貯蓄	口座番号 ※右詰めで記入
	口座名義人		

[取扱店説明会] 下記の日程で、「織姫の里かたのプレミアム付商品券」取扱店説明会の開催を予定しています。右の第1希望～第3希望の欄に、参加を希望される日程の番号をご記入ください。後日、事務局から日程をご連絡させていただきます。参加希望の状況により、説明会の日程や時間に変更となる場合があります。

① 8月26日(月) 14時30分～ (受付開始14時)	② 8月27日(火) 19時30分～ (受付開始19時)	第1希望	第2希望	第3希望
③ 8月28日(水) 14時30分～ (受付開始14時)				

※織姫の里かたのプレミアム付商品券事務処理欄

事務局受付印	受付者	照合	入力	受付番号

織姫の里かたのプレミアム付商品券取扱店登録について

【注意事項】

1. 取扱店舗について

小売、飲食、洗濯、理美容、サービス業などを営み、交野市内に店舗を有する事業者を対象とします。

ただし以下の事業者・店舗は対象外となります

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年七月十日法律第二百二十二号）第2条に該当する事業者の店舗等
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていると認められる事業者の店舗等
- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

2. 対象外となる取引・商品について

以下の取引については、本商品券の利用対象外となります

- (1) 土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料金等不動産に関わる支払
- (2) 現金との換金、他の金券の購入又は交換、金融機関への預け入れ
- (3) たばこの購入
- (4) 有価証券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、企業等が発行する商品券等の換金性の高いもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (6) 国税、地方税や使用料などの公租公課

3. その他注意事項

- (1) 商品券の利用は、有効期間を厳守してください。有効期間を過ぎてからの利用は換金できませんので注意してください
- (2) 事業者による商品券の交換、譲渡及び売買は禁止します
- (3) 商品券のみでの支払いの際において、釣り銭は出さないでください
- (4) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等不正使用が明らかな場合は商品券の使用を拒否するとともに、その事実をご報告ください。なお、盗難・紛失、偽造及び模造等による被害に対しては交野市並びに事業受託者である北大阪商工会議所はその責任を一切負わないものとします
- (5) 換金方法は、事業受託者である北大阪商工会議所が指定する方法によることとなります
- (6) その他、申込内容と異なる事実が判明した場合または違反行為があった店舗事業者については取扱店舗指定を取り消すことがあります。なお、これに伴い発生した損害等については交野市並びに事業受託者である北大阪商工会議所はその責任を一切負わないものとします

4. 不適切な行為の禁止

- (1) 商品券を購入した者が自社商品の購買に商品券を活用してはならない
- (2) 商品券を、事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いることはできない
- (3) その他、一般から批判を招きかねないような不適切な行為はしてはならない